

# 平成13年第21回教育委員会記録

平成13年11月27日(火)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成13年11月27日(火) 午前9時01分～午前9時35分  
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫  
職務代理者 安本 ゆみ  
委員 大藏 之助 委員

欠席委員 (なし)

出席説明員 教育長 與川 幸男 事務局次長 松本 義勝  
庶務課長 佐藤 博継 学校運営課長 佐野 宗昭  
学務課長 森 仁司 施設課長 小林 陽一  
指導室長 工藤 豊太  
社会教育 荒井 健一 中央図書館長 古川 正司  
スポーツ課長  
社会教育 伊藤 俊雄 中央図書館 杉田 治  
センター所長 次長  
事務局職員 庶務課係長 小今井 七洋 法規主査 能任 敏幸  
担当書記 手島 広士

傍聴者数 0 名

### 会議に付した事件

- 1 議案第57号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 杉並区教育委員会委員長の選任について
- 3 杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について

**委員長** ただいまから第21回教育委員会定例会を開催いたします。本日の議事録の署名委員は大蔵委員にお願いいたします。本日の第1の議案、第57号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、平成13年度第4回区議会定例会に追加提案予定の議案でありまして、区長からの意見聴取案件のため、教育委員会会議規則第13条に基づいて秘密会にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

**委員長** 異議なしと認めて秘密会にさせていただきます。それでは第1の議案、第57号の「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、審議を行います。議案の説明を庶務課長からお願いいたします。

**庶務課長** 私から議案第57号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。資料2をご覧ください。「給与改定の概要」というのがありますが、これに基づいてご説明いたします。平成13年10月4日に特別区の人事委員会で、職員の給与に関する報告と勧告が行われました。今回の勧告の内容ですが、公民較差が0.1%ということで、1人当たりの平均だと425円の公民較差があるというのが給与改定の勧告でした。今回の中身としては、こうした0.1%、425円ということなので、1つとしては給料表の改定については見送るということで、併せて給与改定のいちばん下を書いてありますが、特例一時金ということで、暫定的な一時金として5,100円を措置するという内容が出されています。

2つ目に特別給ということで、これは期末手当ですが、0.05カ月分の引き下げという勧告です。

3つ目に勧告の意見ということですが、給与の世代間配分の適正化の観点というところから、「昇給停止の年齢を58歳から55歳に引き下げる必要がある」という意見が出されています。これらについて、特別区の段階で職員団体との協議を行って、協議が整ったので条例を提出するという中身です。

「昇給停止」について若干ご説明いたします。昇給停止を現行の58歳から3歳引き下げて55歳とすることの中身ですが、一定期間の経過措置を講じるということになっています。これについては、平成14年3月31日現在で、55歳以上の者は58歳で昇給停止、51歳から55歳未満の者は57歳で昇給停止、47歳から51歳未満の者は56歳で昇給停止ということで、都合9年間になるわけですが、平成14年度から平成22年度ということで、現在47歳の方が到達するまでの期間ということで9年間あります。この9年間が経過措置ということで、昇給停止をしていくという中身です。

その次に「期末手当」ですが、0.05月分を減額するという中身でして、まず一般職員の期末手当の支給月数の表を見てください。この中で12月期、改正が1.65となっています。現行が1.70

ですので、この部分について0.05月分を下げるということで、全体として期末手当の分については、現行の3.90から3.85に引き下げるといふものです。その右ですが、平成13年度特例ということになっていて、これも附則4で出されているわけですが、3月期から0.05を下げるということとして、本来だと改正ということでは0.55になるわけですが0.50ということ、この部分について平成13年度については特例で行うという中身です。

その次に、管理職員の期末手当の支給月数ですが、これも同じように12月期で1.35から1.30にするということ、0.05を下げるわけですが、平成13年度の特例では12月期を3月期のところでまず0.05下げて、6月期は同じ、12月期については1.35ということでの対応です。

期末手当だけの改正ということですが、期末・勤勉手当を合計した月数ということ、下のほうに書いていますが、4.75から4.70ということ、年間の期末・勤勉手当については4.75から4.70となるものです。

「特例一時金」のところですが、これについては勧告の中で「民間における賃金との均衡を考慮して」というところで、暫定的な一時金ということ、5,100円となっているわけですが、基準日について、平成14年3月1日に在職する職員が対象となるということ、特例一時金の件については、いくつかの特例措置があって、例えば「基準日に育児休業中の職員はどうなるか」というところでいくと、この方については特例一時金を支給するということですが、ただし書きがあって、基準期間の全期間が無給期間であった職員は除くということ、

「休職者の取扱い」というところでも、特例一時金を支給することができる手当に加えるということ、これは病気休職とか、学術研究のための休職、いくつかありますが、そういったものへの取扱いです。それから、あまり例はありませんが、外国派遣職員の取扱いというところで、特例一時金を支給することができるという特例の部分が記載されています。私からは以上です。

**委員長** 質問はございますか。

**宮坂職務代理者** こういう時期ですからやむを得ないと思います。義務教育や私立幼稚園も同じなので、厳しいので、一般の情勢を見るとしょうがないのではないかと思います。

**教育長** 人事委員会の給与勧告に基づく改正ですので、これは区の一般職員、特別区全体すべてが、これと同様の扱いになると思います。幼稚園についても全部、区の職員ですので、他の区も同様の扱いになると思います。

**委員長** 大体、実施時期は統一されているのですか。

**学校運営課長** 実施時期については、給与改定については本年4月1日に遡って条例の適用をするという形になっています。昇給停止については、来年度の4月1日からとなっています。

**教育長** 課長さんの中には58歳まで昇格するという期待権があって、これを抜くことによってだい

ぶ切ないものもあるのかという思いは情としてはありますが、現下の厳しい情勢でということですかね。でも9年間の暫定経過措置があるようなので、直ちに云々ということではなくて、激変緩和策なのですかね。

**学校運営課長** ちなみに暫定措置の対象となる職員の数ですが、56歳の対象になる職員が1名、57歳が2名、58歳が4名という内訳です。

**委員長** よろしゅうございますね。それでは、日程第1議案第57号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり了承いたします。

続いて日程第2「杉並区教育委員会委員長の選任について」を上程いたします。教育委員長の任期については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項により、1年とされています。従って、私が委員長に就任したのは昨年12月1日でしたので、11月30日をもって1年間の満了することになります。

本日の委員会で新たな委員長を選任する運びとなります。選任のほうは杉並教育委員会会議規則第6条の規定によって、単記無記名投票による選挙、または指名推薦の2通りの方法があります。皆様のご意見を拝聴したいと思います。

**教育長** 参考までに申し上げますと、昭和59年に私が社会教育課長になって教育委員会と関わってから、指名推薦以外の方法は記憶にはないのですが、大昔はわかりません。選挙によらず、話合いで決めているのがいままでの流れかと思います。

**宮坂職務代理者** 指名の方法は、別に誰かが発言すればよろしいのですね。私は、委員長は継続して丸田委員にお願いできればと思うのですが、いかがでしょうか。

**教育長** 異議はありません。

**委員長** ただいまご推薦いただき、ご賛同もいただきました。引き続き委員長をさせていただきたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。平成13年12月1日から1年間の私の任期ということになります。

次に、同様に委員長職務代理者の選任という件についてご意見をいただければと思います。

**宮坂職務代理者** 職務代理については、私はまだ1年ですし、この辺で大蔵委員にお願いできればという気持はありますが、いかがでしょうか。大蔵委員がどうしてもお忙しいとか、ご事情があればやむを得ないと思うのですが。

**教育長** 昨日はちょっと教科書のことと私と職務代理が、多少皮肉っぽい質問にあいまして。

**宮坂職務代理者** それは置いておきまして、正直に言うとその前から私も考えていたのですが、やはり交代したほうが、委員長さえしっかりしていれば、あとは経験を積みばということ。ただ、大蔵委員が当初はかなりお忙しいようでしたから、何となくお引き受けしたような次第ですが。

**大藏委員** 去年、私が教育委員になること自体が突然の話で、それで学校からいろいろ言われて、私は大学の理事をしていたので、そのような業務に一切支障がない、両方がぶつかったときは必ず大学に出るということにしろということのものでした。議会があるときは交代で出なくてはいけないという話でしたので、教育委員そのものも、役職に就くのも難しいということで、非常に押し付けると言っては語弊がありますが、私はやれないと言って、宮坂委員に委員長代行をお願いしました。私は今度、2月までは卒業の論文だとかいろいろありますが、2月が終わると暇になるので、宮坂委員がお忙しければ、代われると思います。

**安本委員** 普通は1年で代わるのですか。

**庶務課長** 知る限りでは変わることはなく、結構継続していたと思います。

**教育長** あまり過去のことに拘らなくていいのではないのでしょうか。私はいま教育委員会、いろいろな意味で、学校に対しても教育改革ということも言っているわけですから、教育委員会自らも変革の時期だと思うし、別に教育委員会が強大な権力を持ったり、外に向かって教育委員会だけが目立つようなことをするというのではなく、むしろ学校なり、地域に活力を与えるために、教育委員会が変わるべき時にきているという認識は、私もあるので、あまり過去のことを云々ではなく、前向きに取り組んでいかれたらいいかと思います。

宮坂委員はお人柄ですから、ご謙遜でおっしゃっている部分もあると思うので、それでよろしいのかなという気持と、大藏委員が時間的に少しできたという話もあったので、その辺を両方も斟酌して判断しなければいけないかという両方の気持です。

**宮坂職務代理者** 代わることによって、よそから、何かあったのかと妙なイメージを持たれるのであれば、ちょっと具合が悪いなという気持もあります。そういう心配がなければ、それが関係ないということであれば大藏委員にお願いしたいし、そういう面で周りからいろいろなことを思われるのであれば、急に私の仕事が忙しくなるというわけでもありませんし、この年ですから暇にこそなれ忙しくなることはないですから、それは別に構わないのですが。

**教育長** 杉並区の教育委員会が非常に注目されていることは間違いないですね。それがあつた種の意図的な注目の仕方であったりして、私は大変不愉快な思いをしているのです。ですから、あまり世間のことは、私は新生教育委員会としてはあつてはならないし、そんなことに動じてはいけないと思っています。

議会ではいろいろと詮索気味のご質問があるかもしれませんが、そういうことで云々ということではないと思います。教育はまさにそういう意味では、政治から独立しているわけですから。諸々お考になって、委員長にご裁断を仰ぐしかないですかね。

**委員長** いろいろ、昨日もそうですが、お頼みしたりして、いろいろ慣れてきてもらっしやいま

すし、宮坂委員に引き続きお願いできたらと思うのですが、いかがですか。

**宮坂職務代理者** あと1年頑張らせていただきます。

**委員長** 席次は同じでよろしいですね。

**庶務課長** 結構です。

**委員長** では、現状のとおり席次ということにいたします。これで予定の案件は終了いたしました。他に何かございますか。

**教育長** いま教育改革アクションプランの草稿のレベルで区民に問いかけ、いろいろ反論なり、ご意見なり、質問なりという形で、いろいろと各方面から意見が集っております。この中には教育委員会の改革も含めた、まさに新生杉並の教育を目指す行動計画という形で、来年の2月くらいにはまとめようと思っておりますが、また間で委員方のご意見などもいただきながら最終コンプリートをしたいと思っておりますので、我々も含めて、少し行動型の教育改革プランにしていきたいと思っておりますので、お知恵をお借りしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

**庶務課長** 若干いまの件について、報告案件に入っていなかったのですが、口頭でご報告いたしますと、1つが、11月9日までに意見集約ということで出していただきましたので、まだ中身については、団体からの意見集約の部分の取りまとめをしていて、それができ次第、それらについてはお配りいたしますので、読んでいただけたらと思います。

若干スケジュール的なことですが、まだ全部確定しているわけではないのですが、2月上旬から中旬にかけて策定しないと、事務的にも印刷の問題等があるので、2月上旬から中旬にかけて策定作業は終えたいと思っております。逆に言うと、今回のアクションプランについては教育委員会で決定していただくということで、大きな計画ですので、そういうことで考えているので、1月が通常は2回やっているのですが、場合によっては臨時会の開催、2月についても、2月上旬の段階で臨時会の開催ということも想定して事務的な作業を進めていきたいと思っております。

日程等については確定しているわけではないのですが、1回だけの教育委員会の会議で決定することは難しいと思うので、数回に分けてやっていきたいと考えています。

**教育長** 私のメモだと1月9日が教育委員会の日程、1月23日が教育委員会の日程と思うので、こういった定例の教育委員会の場も活用して、例えば意見集約の部分を9日などに予め渡しておいて、意見も踏まえて検討しなくてはいけないのだなという下地もつくった上で、23日も使ったり、それからその他の臨時会も加えるということで、定例も活用していいのではないかと思います。そういう意味では、いま私はたまたま申し上げましたが、1月の日程もいまここで詳らかにしていただけるといいと思うのですが。

**庶務課長** 次回の日程ですが、12月12日(水)午後2時からを予定しています。26日については

休会ということで予定しています。

1月については、1月9日(水)午後2時から、1月23日(水)も午後2時から、こういった予定です。

先ほどの話ですが、いま意見が出されているものを集約して、経過検討会というのを教育委員会事務局の中で立ち上げているので、そこで意見なども含めて再度検討し直すということで考えています。それらの検討の状況と併せて、教育委員の皆様にもさまざまな資料をお出しいたしまして、事前にいろいろな意見などを含めて読んでおいていただければと思っています。後は先ほど申し上げたように、定例会の場、あるいは臨時会を設定してやりたいということで考えています。

**委員長** 次回は12月12日の2時ということでよろしく願いいたします。では本日の定例会はこれで終わります。ありがとうございました。